

「親になるための学び」について

—「家庭教育支援条例」と「ライフプラン教育」をめぐって—

友野清文

はじめに

筆者は先に「改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・「親学」をめぐって—」¹⁾(以下、前稿と略記)において、自治体が制定している家庭教育支援条例や政府が検討をしている家庭教育支援法案、そしてそれらと密接な関わりを持つ「親学」について検討した。家庭教育支援条例は「親としての学び」と並んで「親になるための学び」を規定し、そのための取り組みを推進しており、前稿では「親になるための学び」に関する課題が浮かび上がってきた。

同時に、条例の制定とは別に、主に高校生を対象として、自分の将来を考えるための副読本を作成する自治体も現れている。その内容として、進路・職業選択や社会参加と並んで「家庭を持つこと」や「親になること」が一つの柱となっている。これらは「ライフプラン教育」と呼ばれるものである。

本稿では、家庭教育支援条例や「ライフプラン教育」の内容について、公表されている資料を摘記・要約しながら検討を行う。同時にこれらが登場した背景についても概観する。

1. 家庭教育支援条例の「親になるための学び」

家庭教育支援条例では県・市が行うべきものとして「親としての学びを支援する学習機会の提供」「親になるための学びの推進」「人材養成」「相談体制の整備・充実」「広報及び啓発」を定めている。この中で「親になるための学びの推進」について、最初に条例を制定した熊本県では「県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。（中略）県は、学校等が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。」²⁾と規定している。その他の自治体でもほぼ同様の内容である。

そしてこれらの具体的施策については、各年の実施状況についての議会への報告書（実施状況の議会への報告や公表を条例で義務づけている）により、その概要を知ることができる。県レベルでの「親になるための学び」の具体的な取り組みの要点は以下の通りである。³⁾

〔熊本県（「家庭教育支援の推進に関する施策の報告（概要）」）⁴⁾〕

平成 28 年度の主な取り組みと成果

・親になるための学びの推進（第 13 条関係）4 部局 5 課 6 施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○私立幼稚園における高校生の保育体験の受け入れ等の推進（私学振興課）

幼稚園と高校が連携して実施する事業で、高校生が参加する交流事業・保育体験を実施している園に対し、実施回数に応じて経常費助成費補助に加算し、支援を行った。1回5人以上の高校生を受け入れの園（7園）、2回以上受け入れの園（6園）に交付した。

また熊本県には「くまもと「親の学び」プログラム」があり、その中には保護者向けとともに中高生向けの「自立を育むコミュニケーションプログラム」がある。

〔鹿児島県（「平成28年度 家庭教育支援施策の取りまとめ」）⁵⁾〕

・親になるための学びの推進

○女性健康支援センター事業

実施主体 県（子ども福祉課）／事業開始年度 平成24年度

<趣 旨>

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、望まない妊娠を含む妊娠・出産についての悩み、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

<事業内容>

- (1) 相談窓口（一般相談（保健所）・専門相談（助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 中学校・高校からの依頼により健康教育の実施

○かごしまの“食”推進事業（食育支援体制）

実施主体 県（農政課）／事業開始年度 平成28年度

<趣 旨>

関係機関・団体による「食育」に係る農業体験等の支援体制を整備し、幼稚園・保育園・小中学校で、支援者が子どもたちに農林水産業・農山漁村の役割、食の楽しさや大切さ、食と健康などについての理解を促す機会を増やすことで、食育の推進を図る。

<事業内容>

- (1) 食育支援体制検討会の実施
- (2) 食育支援リストの充実と活動支援（学校の授業等で様々な体験学習ができるように、講師として指導してもらえる支援者の一覧を作成し、その活動を支援）

○地域ぐるみの家庭教育支援事業（家庭教育推進委員会）

実施主体 県（社会教育課）／事業開始年度 平成26年度

<趣 旨>

家庭の教育力の向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行うために設置する。

<事業内容>

推進委員：学校関係者，子育て支援団体，企業団体，行政関係者（県・市町村の教育・福祉），学識経験者 15人

協議内容：家庭教育に関する世代別学習プログラムの検討及び地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等

なお鹿児島県の報告書内では、〈参考〉として、小学校学習指導要領の「家庭」と「体育」（保健領域）、中学校学習指導要領の「技術・家庭」（家庭分野）と「保健体育」（保健分野）、そして高等学校学習指導要領の「家庭」（科目「家庭基礎」）と「保健体育」（科目「保健」）に関連する主な指導内容を示している。

〔静岡県（「平成 27 年度 家庭教育を支援するための施策の実施状況」）⁶⁾〕

子どもが親になるための学びに関する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業
○思春期の健康支援対策（思春期健康相談室）、妊娠・出産に関する講座事業
趣旨：学校以外の場においても、性や健康に関する悩みや相談に対応するため、教育委員会や NPO 法人と協働し、助産師や保健師、若者と同世代のピアカウンセラーによる相談窓口を設置するとともに、将来に向けたライフデザイン形成や健康づくりへの取組を支援するため、妊娠・出産に関する正しい知識や理解について、学校での出前講座を実施する。

実施状況：

<思春期の健康支援対策（思春期健康相談室）>

・相談日 水曜日：13 時から 17 時，土・日曜日：10 時から 17 時（H27 年度稼動日数：154 日）

・相談方法 電話，メール，来所による相談

（H27 年度実績：電話 4,223 件，メール 144 件，来所 122 件 計 4,489 件）

<妊娠・出産に関する出前講座事業>

・主に県内高校生への出前講座

（H27 年度実績：県立高校等 2 校で実施。受講生徒及び教員 204 名）

○家庭教育支援事業費

趣旨：すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において、地域のリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動を実施する。

実施状況：

・県高等学校長協会に、家庭教育ワークシート「つながるシート（未来の子育て世代版）」を使用した講座開催の働きかけを実施。

・若い社員を含む企業内家庭教育講座を実施し講師を派遣。

〔岐阜県（「家庭教育の支援に関して講じた施策に関する報告について 平成 28 年度」）⁷⁾〕

○食育推進連携事業（大学と協働した食育事業）

担当課 健康福祉部 保健医療課

<事業概要>

心身の健康増進と豊かな人間形成の実現のため、若い世代に対して適正体重の維持や朝食を毎日食べることなど望ましい生活習慣の確立を大学等と協働して推進する。

<平成 28 年度実績>

大学生，専門学校生を対象とした食育講座や大学祭等を活用した食育展示の実施
大学生と協働した食育活動（10 回 1,239 名）

○ライフプランを考える啓発プロジェクト事業

担当課 健康福祉部子ども・女性局 子育て支援課

<事業概要>

若いうちから就労，結婚，妊娠，出産，子育て等の人生設計を前向きに考えてもらえるよう高校生，大学生向けにライフプラン啓発を実施する。

<平成 28 年度実績>

- ・ライフプランを考える啓発冊子 23,000 冊（高校家庭科副読本として使用）
- ・大学生向けのライフデザインセミナーの開催（実施大学：5 大学）

[群馬県（「平成 28 年度 家庭教育支援施策の実施状況について」）]⁸⁾

親になるための学びの支援

[主な実施内容]

- ・思春期保健対策の「命に関する講座」を開催し，県内の小・中・特別支援学校の 5,000 人を超える児童生徒が受講した。
- ・ライフデザインセミナーなど，これから親になる若者を対象とした各種講座を実施した。

[課題と今後の方向]

- ・ライフデザインにかかる研修等において，親としての心構えを学ぶ機会を充実させていく。
- ・これから親になっていく，中・高・大学生を対象として，「ぐんまの親の学びプログラム」の普及活用を図る。

○ぐんまの親の学びプログラム作成

担当所属 教育委員会 生涯学習課

<事業概要>

親としての学びや将来親になるための学びを支援するための参加体験型学習プログラムを作成する。

<実施状況>

- (1) プログラム作成委員会を組織し，作成委員会を 3 回開催。
- (2) 平成 28 年度版として，子どもの成長段階に応じた 21 種類のプログラムを作成。

○保育アドバイザーの派遣

担当所属 教育委員会 総合教育センター

<事業概要>

幼稚園・保育所等からの要請に応じて，保育アドバイザーが出向いて保育者等に向けて研修を行う。

<実施状況>

- (1) 保護者向け研修会 59 ケ所に派遣 3,378 人参加
- (2) 教職員向け研修会 34 ケ所に派遣 1,390 人参加
- (3) 子育て支援員向け 9 ケ所に派遣 1,166 人参加 計 5,934 人

○独身の若者を対象としたライフデザインセミナー

○親世代に向けたライフデザインセミナー

担当所属 こども未来部 こども政策課

<事業概要>

独身の若者（男女）を対象に，前橋市，高崎市，太田市，桐生市において，自らのライフデザインを考える講座，身だしなみやコミュニケーションスキルを身につける講座及び交流会を実施する。

独身の子を持つ親を対象に，前橋市，桐生市において，婚活中の子を持つ親の心構えや具体的な接し方等を学ぶ講座や親同士の交流会を開催する。

<実施状況>

(1) 独身の若者向けライフデザインセミナーを，9回開催。参加者数 193 人。

(2) 親世代向けライフデザインセミナーを，2回開催。参加者数 46 人。

○ピアサポーター協議会

担当所属 こども未来部 こども政策課

<事業概要>

独身者等を対象に，ピアサポーター（自身の経験を基に支援する人）が，結婚，妊娠・出産，子育てに対する支援や意見交換を行う。

<実施状況>

(1) 婚活，出産・育児，イクメンの3分野でピアサポーターを公募し，養成研修講座（入門編及び発展編）を3回開催。

(2) ピアサポーター数 28 人

(3) 独身の若者向けライフデザインセミナー及び親世代向けライフデザインセミナーにピアサポーターが出席し，セミナー参加者を支援。

○未来の家族への手紙コンクール

担当所属 こども未来部 こども政策課

<事業概要>

中高生及び20代までの若者を対象として，自らのライフデザインを意識しながら，将来の自分の家族に向けて手紙を書くコンクールを実施する。

<実施状況>

(1) 応募作品数 中学生 1,186 点，高校生 304 点，大学生等及び若年社会人 680 点。

(2) 入賞作品 24 点について表彰を行うとともに，作品集 2,500 部を配付。

○「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール

担当所属 こども未来部 子育て・青少年課

<事業概要>

毎月第1土曜日を「少年の日」，第1日曜日を「家庭の日」と定め，青少年の健全育成のための県民運動を推進する。

<実施状況>

- (1) 絵画・ポスターの部と標語の部の募集をし、絵画・ポスターの部 2,100 点、標語の部 10,448 点の計 12,548 点の応募があった。
- (2) 平成 28 年 12 月 20 日～26 日まで県庁県民ホール 1 階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。

○思春期保健対策

担当所属 子ども未来部 児童福祉課

<事業概要>

児童生徒が自らの命と親子関係の大切さを見つめ直し、自他を思いやることができるよう、助産師が小学校等に出向いて、出産の模擬体験授業を通して生命の大切さを学ぶ講座を実施する。

<実施状況>

- (1) 小学校 62 校 4,396 人受講
- (2) 中学校・特別支援学校 8 校 859 人受講

○若い世代食育推進協議会

担当所属 健康福祉部 保健予防課

<事業概要>

若い世代に関わる関係機関等が協働・連携し、若い世代に対する食育推進について検討・協議をする。

<実施状況>

- (1) 開催日 平成 29 年 1 月 25 日
- (2) 出席委員 県内大学の教員及び大学生 計 15 名

[宮崎県（「平成 28 年度に実施した施策の実績」）]⁹⁾

○次世代ペアレント授業

担当課・室名 特別支援教育室

事業名 共に学び支え合う理解啓発充実事業

実施状況等 全ての県立高校及び中等教育学校 39 校において、障がいのある方やその家族、障がい者団体の代表等による講話や高校生との交流などを取り入れた「次世代ペアレント授業」を実施し、障がいに対する理解を深めた。

○「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座へのトレーナー派遣

担当課・室名 生涯学習課

事業名 「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業

実施状況等 トレーナー派遣を 2 講座で行い、中学生を対象に「働くことについて考えよう」や「地域活動に参加しよう」のプログラムを実施した。

○生活困窮者の中の生活習慣・対人関係等に課題を抱えている者に対する就労準備支援

担当課・室名 福祉保健課

事業名 「ためしにやってん！」就労準備支援事業

実施状況等 生活困窮者の中で、ひきこもりや対人関係等の課題があり、すぐに求職活動や就労が難しい方を支援するために、県内3か所の社会福祉施設に委託して就労準備支援を実施した。

○子ども職場参観日

担当課・室名 こども政策課

事業名 子育てに優しい環境づくりサポート事業

実施状況等 3回目となる県庁子ども職場参観日を実施し、57名の子どもの参加があった。車イス・お年寄り体験や企業局総合制御室見学などの県庁ラリーを実施し、ラリーの第1問のクイズを知事が出題するなど、趣向を凝らして実施した。

○食育講座、地産地消料理教室の開催

○食農教育の実践

担当課・室名 農業連携推進課

事業名 みんなで実践みやざき食の安全・地産地消推進事業

実施状況等 みやざきの食と農を考える県民会議の食育ティーチャーによる食育・地産地消料理講座を県内7支部で68回、農業大学校農業総合研修センターにおいて食農教育を37回実施した。また、小学校と連携した「味覚の授業」を県内10小学校で実施した。

以上が県による取り組みの状況である。市においても同様の施策を行っている。¹⁰⁾その内容は自治体によって異なるが、その多くは条例制定以前から行われてきたものである。

前稿で見たように家庭教育支援の取り組みは1990年代後半から本格化した。近年文部科学省は家庭教育支援員(チーム)の配置を進めており、それに伴う取り組みも各自治体で行われている。また妊娠・出産や子育てに関することは、以前から中学校では技術・家庭科や保健体育科、高校では家庭科や保健体育科で扱われており、授業の内外で乳幼児とのふれあい体験学習、保育園・幼稚園訪問、出前講座などを行ってきた(中学校の職場体験でも保育園・幼稚園が受け入れ先の一つである)。さらに後で検討するように、少子化対策として各自治体で若者を対象とした講座・セミナー・各種行事を行っている。

現時点では「親になるための学び」は、このような既存の取り組みを条例によるものとして改めて位置づけた色合いが強く、新しいものはほとんど見られない。しかし「親としての学び」と併せて、今後はより体系的な施策として展開すると考えられ、同時に高校生を主なターゲットとすることが予想される。その動きの一つが「ライフプラン教育」である。

2. 「ライフプラン教育」について

「ライフプラン」は『広辞苑(第7版)』(2018年1月)によれば「生涯にわたる生活の設計。人生設計。」とある。「ライフデザイン」も同義で用いられる。通常は、保険や資産管理の領域で使われる言葉である。本稿執筆時(2018年3月15日)現在、「ライフプラン教育」について国会図書館の所蔵資料検索を行うと、雑誌記事では10件のヒットがあるが、ほとんどすべてが企業の労務管理や人材養成に関するものである。

それに対して本稿で取り上げる「ライフプラン教育」は主に高校生を対象として、将来の進路や人生設計の構築を目的とするものである。そのためにいくつかの県の教育委員会やその他の部署で、副読本やパンフレットの作成・配布を行っている。現在筆者が確認したものは以下の通りである。¹¹⁾

北海道 『高校生向け少子化対策副読本「北海道の少子化問題と私たちの将来について考えてみよう」』
24 ページ 2016 年

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課少子化対策グループ

秋田県 『少子化を考える高等学校家庭科副読本「考えよう ライフプランと地域の未来」』
21 ページ 2017 年 秋田県・秋田県教育委員会

栃木県 『とちぎの高校生「じぶん未来学」』 93 ページ 2016 年
栃木県教育委員会事務局生涯学習課

神奈川県 『mosimo book もしも、ちょっと未来のことがわかったら…』 15 ページ 2017 年
神奈川県県民局くらし県民部人権男女共同参画課

富山県 『とやまの高校生ライフプランガイド—自分の未来を描こう—』 22 ページ 2016 年
富山県教育委員会

静岡県 『高校生向け 男女共同参画を考える副読本 自分らしい生き方の選択』 22 ページ
初版 2001 年 (2013 年改訂) 静岡県くらし・環境部男女共同参画課¹²⁾

岐阜県 『未来の生き方を考える — Life Planning Booklet —』 50 ページ 2014 年
岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

福岡県 『My Life Design ～人生を豊かに生きるには～』 21 ページ 2017 年
福岡県 (作成部署記載なし。問い合わせ先は福祉労働部子育て支援課)

なお冊子体ではないが、三重県は子ども・福祉部少子化対策課のホームページ上で「ライフプラン教育」に関する情報・資料を掲載している。¹³⁾

各自治体の刊行に関わる部署は、教育委員会 (生涯学習担当)、子育て支援関係部署、そして男女共同参画関係部署、の三つである。

以上の中から、栃木県・岐阜県・秋田県・北海道の資料を取り上げる。栃木県の資料はページ数が最も多く、高等学校教育の中で実際に活用が始まっていることから、この種の副読本として代表的な存在と考えてよい。岐阜県の冊子は4頁で挙げた報告の中にもあったように、家庭教育支援条例の施策の一環として作成されたものであることから、その内容を確認しておく必要がある。一方で秋田県と北海道については、各々の標題に「少子化」を挙げており、ライフプラン教育を地域の少子化対策と関連づけている一つの典型として、その内容を検討する。

その検討に入る前に、「ライフプラン教育」に関係する文部科学省の取り組みについて触れる。

1) 文部科学省の「ライフプランニング教育」

文部科学省では、「ライフプランニング教育」の名称で取り組みを進め、生涯学習政策局男女共同参画学習課男女共同参画推進係で「ライフプランニング支援推進委員会」(2016年7月～2017年3月)を置いた。設置要綱の一部を次に示す。¹⁴⁾

男女がともに仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要不可欠である。

学校教育段階におけるキャリア教育の推進については、これまでの成果も踏まえ、多様な職業を示すだけでなく、若者が自らの進路を選択する際に就職のみならず結婚、出産、育児等のライフイベントを踏まえた生活の在り方も視野に入れて、総合的に考えることができるようにすることが重要である。

ライフプランニング支援については、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）に「ライフプランニングに関する教育の支援の推進」について盛り込まれ、ライフプランニング支援の推進が求められている。

このため、文部科学省では、「若者のためのライフプランニング支援の推進事業」において教材等を作成し、ライフデザイン構築のための学びを推進するため「ライフプランニング支援推進委員会」を設置する。

委員会は2016年に3回開催されたことが確認できる。同時に埼玉県立本庄高等学校、富山県立砺波高等学校、立命館宇治中学校・高等学校、沖縄県立西原高等学校各校の生徒へのヒアリングを実施したが、その内容は明らかでない。またこの委員会は2017年3月までとしており、教材作成を予定していたが、実際に作成されたかどうかも確認できていない。また、これとは別に「女性の学びの促進に関する有識者会議」（2015年8月～2017年3月）を置いた。その趣旨を以下に示す。¹⁵⁾

文部科学省では、「男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業」において、一旦離職した地域の女性人材等を対象に、学びを通じた社会参画を促進するため、地域の関係機関・団体によるネットワークの形成とその取組の在り方を検討し、全国に普及することとしており、広く有識者からの協力を得て、地域における女性の学びの促進のためのネットワーク形成及びその取組の在り方を検討するため、「女性の学びの促進に関する有識者会議」を設置する。

それに続き「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する有識者会議」（2017年8月～2018年3月）を設置した。設置要綱による趣旨は以下の通りである。¹⁶⁾

男女がともに仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要不可欠である。

このため、女性が子育てをしながら学びやすい環境整備と学びから社会参画へつなげるキャリア形成支援は、一体的に推進していくことが必要である。

しかしながら、学びの場として重要な教育機関である大学等においては、保育所の整備は十分に進んでおらず、また、女性や企業のニーズに合ったプログラムや学びから社会参画につながる仕組みも十分ではないという状況がある。

このため、文部科学省では、女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、地方公共団体や男女共同参画センター等の関係機関と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくり等について検討するため、「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する有識者会議」を設置する。

これらの有識者会議は、主に女性の再就職支援・リカレント教育に重点を置いている。文部科学省は主に男女共同参画の立場からのライフプラン教育を検討しているのである。

以下、各道県の該当資料の内容について概観する。

2) 栃木県『とちぎの高校生「じぶん未来学」』

まず、栃木県作成の冊子『とちぎの高校生「じぶん未来学」』の趣旨は全国知事会に公表されている資料によると次のようになっている。¹⁷⁾

やがて親となる世代である高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図るとともに、地域を支え守る気持ちをはぐくむことを目的とし、とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムを開発し、実施する。

『とちぎの高校生「じぶん未来学」』では柱として、家庭教育への理解と地域への愛着・定着意識の醸成の二つを掲げている。内容構成は以下の通りである。

第1章 とちぎの高校生「じぶん未来学」ガイダンス

第1節 とちぎの高校生「じぶん未来学」で何を考えるか

第2節 とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムの特徴

第3節 将来の設計図を描こう

第2章 とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラム

第1節 自分を考える（自分の将来を想像することを通して、豊かに生きることを考える。）¹⁸⁾

1 自分を見つめる

2 ライフプランを考える—豊かに生きるためには—

第2節 親を考える（子どもを育てる意義や子どもを育むことを通して得られる充実感について考える。）

1 親としての役割・責任

2 親となる意義

第3節 子どもを考える（発達段階における子どもの成長・発達の特徴について学び、子どもとのコミュニケーションや接し方について考える。）

1 子どもの誕生

2 子どもの成長と発達

第4節 家族を考える（家族は互いに助け合いながら成り立っていることを学び、家族の役割について考える。）

1 家族のあり方を考える

2 ライフスタイルと家族

第5節 地域を考える（地域で子どもを育む必要性や住民としての関わり方について学び、子どもが成長する社会環境や地域の人間関係を考える。）

1 地域で子育てを支える

2 地域社会の人間関係と地域力

第6節 社会を考える（社会生活と家庭生活、個人の生きがいなどが生活設計には大切であることを学び、キャリアデザインやワークライフバランス、社会参加について考える。）

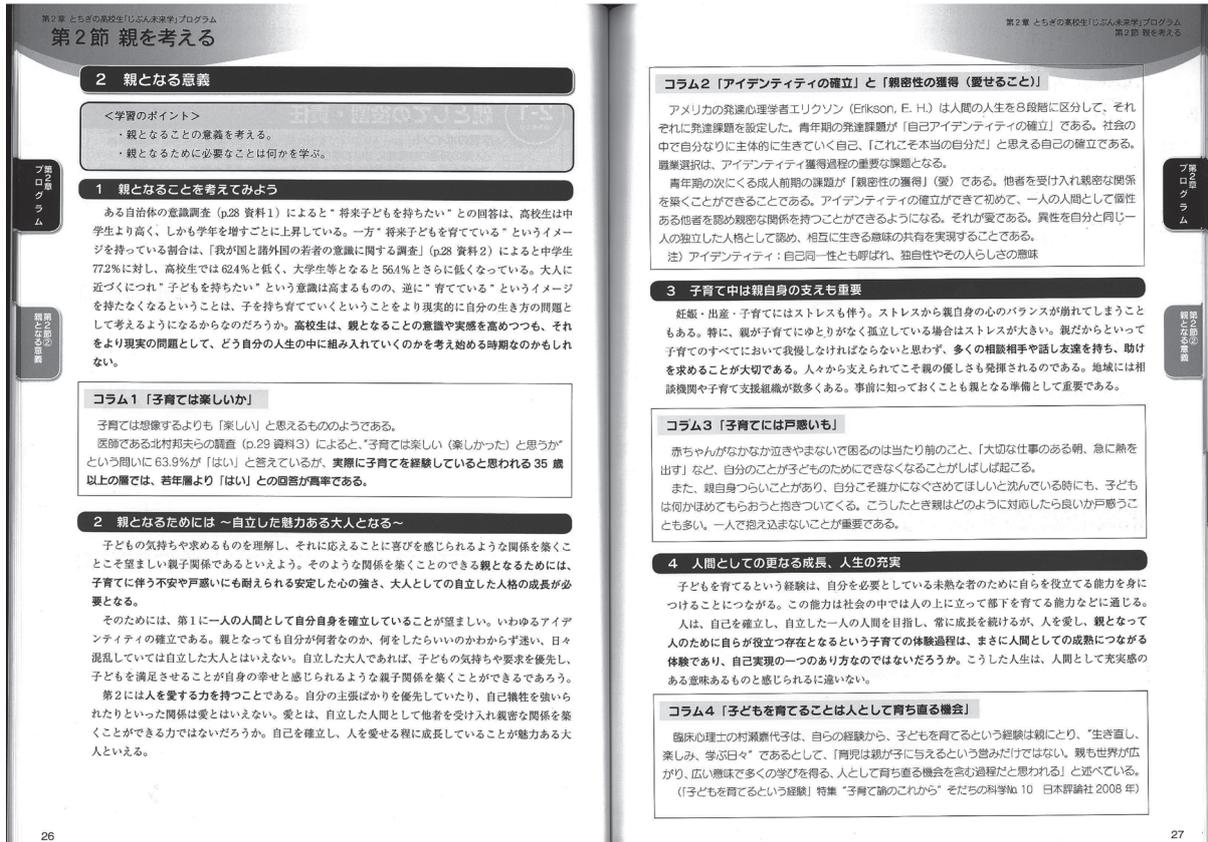
- 1 社会参加・社会貢献を考える
- 2 社会生活・家庭生活、生きがいを考える

第3章 体験活動から学ぶ「じぶん未来学」

第4章 相談機関等一覧

◎参考文献等

◎平成27年度とちぎの高校生「じぶん未来学」企画委員会及びとちぎの高校生「じぶん未来学」プログラム作成委員会委員名簿



図版1 とちぎの高校生「じぶん未来学」26-27頁

【編集・発行】栃木県教育委員会事務局生涯学習課 【発行年月】平成29年3月（3刷）

第1章第1節において「じぶん未来学」で考える内容をまとめている。それは「「じぶん」の未来を考え、生き方を考える」（第2章第1節に対応）、「親・家族・家庭について考える」（同第2節・第3節・第4節に対応）、「地域社会で子どもを育てる意義を考える」（同第5節・第6節に対応）の3項目である。各項目は本文（コラムを含む）、統計や資料、ワークシートから成る。

2016年度のはじめに県立高校生徒全員に配布し、その年の入学生からこれを使った授業を行っている。家庭科・保健体育科・公民科・総合的な学習の時間・特別活動等での使用を想定し、3年間かけて教科担任や学級担任が指導する。2017年からは私立学校の入学生にも配布されている。

例えば第2章第2節「親を考える」の「1 親としての役割・責任」では、本文で「安心感」と「生きる希望」をプレゼントすること、「子どものこころを支える」ことを親の役割としており、資

料として、「子どもを持つことについての考え方」（統計グラフ）、「子育て日記」，「子育ては親だけの責任なの？」（児童福祉法の抜粋）などを示し，最後のワークシートでは「子どもが親にしてほしいことはどんなことだと思うか，考えてみましょう。」「親として，どんなことをすれば子どもに「こころ」をプレゼントできると思いますか。将来，自分でどんな親になりたいかをイメージしながら考えてみましょう。」などの問いを提示している。「2 親となる意義」では，本文で「親となることを考えてみよう」「親となるためには～自立した魅力ある大人となる～」，「人間としての更なる成長，人生の充実」等を述べ，ワークシートでは「親となることによって，楽しいことがあるとすればどんなことだと思いますか。また，親自身が得られること（成長すること）があるとすればどのようなことだと思いますか。」などの問いがある。

また第2章第4節「家族を考える」では「家族のかたち」が多様であること，「自分の生き方，ライフスタイルを自分で自由に選ぶことは重要」であることを述べている。

3) 岐阜県『未来の生き方を考える ― Life Planning Booklet ―』

次に岐阜県の副読本は作成の目的について以下のように記している（表記は原文通り）。¹⁹⁾

県では，若い世代にライフプランを考える機会を提供するため，就労から結婚，妊娠・出産，子育てに至る各ライフステージに関わる知識，情報などを盛り込んだ冊子「未来の生き方を考える―LifePlanningBooklet―」を作成しました。冊子の作成にあたっては，高校生が将来に向かって自らが希望する生き方をどのようにつくっていくのか，今後の人生を思い描きやすいように，岐阜県のデータやライフステージごとに参考となる体験談などを記載し，同年代の主人公とともに考えることができる構成としました。

冊子のタイトルからは明確ではないが，冊子が高校生を対象としたものであることが分かる。目次構成は以下の通りである。

冊子の使い方	2 未婚化・晩婚化の原因
ライフプランづくりのヒント	3 結婚相手に求める条件
1. 仕事について考えよう	4 恋愛と結婚
1 仕事についての現状	5 男女共同参画で乗り切ろう
2 非正規雇用の問題点	6 結婚することの良さについて考えよう
3 脱「非正規雇用」のために	7 家族について考えよう
4 企業が求める人材とは？	8 まとめ
5 ワーク・ライフ・バランス	3. 妊娠・出産について考えよう
6 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業	1 欲しい子どもの数・産む子どもの数
7 先輩の声	2 妊娠には「適齢期」がある
8 まとめ	3 不妊と高齢出産について
2. 結婚・家族について考えよう	4 妊娠から出産まで
1 結婚についての現状	5 安心して妊娠・出産するために
	6 産婦人科医からのメッセージ

- 7 早すぎた妊娠
- 8 まとめ
- 4. 子育てについて考えよう
 - 1 子どもってどんな存在？
 - 2 イクメンになろう
 - 3 育休をとろう
 - 4 行政・民間のサポート
 - 5 先輩の声
 - 6 まとめ
- 5. 高年期について考えよう

- 1 元気な高齢者
- 2 世代間交流
- 3 充実した高年期のために
- 4 余暇の過ごし方
- 5 まとめ

ライフプランの実践
 ライフプランの見直し
 岐阜県の少子化問題について
 各種連絡先一覧
 ライフプランシート
 ライフプランシート（詳細版）

未来の生き方を考える - Life Planning Booklet -

3 妊娠・出産について考えよう

1 欲しい子どもの数・産む子どもの数

あなたたちは将来、子ども何人くらい欲しいと思っていますか？

最初は1人かと思っていたけど、今は2人か3人は欲しいかな。

僕は子どもが好きだから、たくさん欲しいな。先生はお子さんはいらっしゃいますか？

我が家は3人の子供がいます。仲良くしている姿を見ると3人産んで良かったなと思っていますよ。2010年の内閣府の調査*では、子どもが2人欲しい夫婦は約5割、3人欲しい夫婦は約3割という結果になっていますね。

では、子どもの数について見ていきましょう。夫婦の最終的な平均出生子ども数のことを「完結出生数」といいます。図3-1はその推移を示したグラフです。

1972年に2.20人になってから、2002年まではほぼ変わらないけど、2005年に少し減っているね。2010年には、はじめて「2人」を割って1.96人になっている。

「2人」以下になるとということは、子どもは1人か、もしくは持たない夫婦が増えているということだね。

解説+
2010年の調査では、約5割の夫婦が欲しい子どもの数を「2人」と答えている一方で、完結出生数は「2人」以下の1.96人となりました。現代の夫婦の傾向として、「欲しい子どもの数」よりも実際に出生する子どもの数が少なくなっています。その原因を考えてみましょう。

次に、なぜ欲しい数の子どもを持たないのか、その理由を調べた結果を見てみましょう。

3.3.1 理想の子ども数を持たない理由（妻の年齢別）

妻の年齢	理想の子ども数	理想の子ども数を持たない理由
20代	2.1	子育てや教育にお金がかかりすぎるから
30代	2.0	子育てや教育にお金がかかりすぎるから
40代	1.9	子育てや教育にお金がかかりすぎるから
50代	1.8	子育てや教育にお金がかかりすぎるから
60代	1.7	子育てや教育にお金がかかりすぎるから
合計	1.9	子育てや教育にお金がかかりすぎるから

どの年齢でも、理由のトップは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」かも。誰かが世代とが高くなるね。

30歳を過ぎると「年齢・身体的理由」の割合が増えるね。さらに40歳以上になると「高齢で生むのはいやだから」が47.3%と、多くなっているね。

3.3.2 理想の子ども数を超えない理由（妻の年齢別）

妻の年齢	理想の子ども数	理想の子ども数を超えない理由
20代	2.1	年齢や健康上の理由で子どもができないこと
30代	2.0	年齢や健康上の理由で子どもができないこと
40代	1.9	年齢や健康上の理由で子どもができないこと
50代	1.8	年齢や健康上の理由で子どもができないこと
60代	1.7	年齢や健康上の理由で子どもができないこと
合計	1.9	年齢や健康上の理由で子どもができないこと

次の表3-2は追加の子どもを実現できない理由か。特に35歳以上の「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」が多くなっているね。

それだけ妊娠・出産には年齢が影響するというよね。この表を見ると、30歳までに1人目を産むことができれば、2人目、3人目の出産にも前向きになれるそうね。

解説+
理想の子ども数より、実際に出生する子どもの数が少なくなる場合、30歳未満では「経済的理由」の割合が高いですが、特に35歳以上になると「年齢的・身体的理由」の割合が高くなっています。また、妻の年齢が高いほど、「欲しくてできない」という理由が目立ってきます。次のページでは、妊娠と年齢の関係を詳しく見ていきましょう。

Check Point!!
理想とする子ども数より、実際に出生する子ども数が少ない。
理想とする子ども数を持つにはどうしたらよいか考えてみましょう。

コラム 晩婚率は何位？

子どもの割合(2019年)	1.5(全国28位)	第一子出生年齢平均(2019年)	30.0歳(全国29位)
晩婚率	13.6%(全国6位)	全国	12.9%
合計特異出生率(2019年)	1.45(全国28位)	全国	1.43
晩婚率	1.45(全国28位)	全国	32.2歳
第一子出生年齢平均(2019年)	32.2歳(全国33位)	全国	32.5歳

図版2 未来の生き方を考える - Life Planning Booklet - 20-21頁
 【編集・発行】岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 【発行年月】平成29年7月(改訂版)

登場人物が3人おり、「かなえ先生」が高校生の「みらいさん」と「マモルくん」に問いかけ、2人が答える形式である。各パートの最後に「まとめ」があり、かなえ先生はそれぞれ次のように語っている。

1. 仕事はこれからの人生の大半を占めます。仕事について考える場合、「どんな職業に就くか」を考えるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、正規雇用で働く（正社員になる）ことへの意識を持つことも重要です。²⁰⁾

2. 結婚して家族を持つことは、生きがいになり、喜びにつながります。また、それによってより豊かに社会と関わっていくことになります。
3. 年齢が高くなるにつれて妊娠率は低下し、不妊の可能性も高まります。同時に日頃の生活習慣も、妊娠に大きな影響を与えます。ライフプランを考える中で、何歳頃に子どもを持つのが良いかを考えてみましょう。さらに、元気な赤ちゃんを授かるためには今からどんなことに気をつければよいか考えてみましょう。
4. 子どもを産み育てることに、喜びや幸せを感じられるようになるためには、どんなことが必要でしょうか。夫婦の意識、夫婦を取り巻く環境などについて考えてみましょう。あなたは、どんなお父さん、お母さんを目指しますか？
5. まだずっと先のことのように思える高年期ですが、実は今、若い世代としてどのようにお年寄りと関わっていくかが、未来をつくっていくことにもなるのです。世代間の交流を前向きに進め、理解・協力を深めることが「しあわせな老後」への第一歩です。

なお、表紙裏の「はじめに」の部分では「結婚、妊娠・出産、子育てなどについては、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提にあります。」と記している。

4) 秋田県『少子化を考える高等学校家庭科副読本「考えよう ライフプランと地域の未来」』

秋田県の家庭科副読本である。この冊子は県教育委員会が作成したものであるが、県としては、あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課が中心となって「ベビーウェーブアクション」のキャンペーン²¹⁾を展開しており、その一環であると言える。県では『考えよう 秋田の少子化 秋田県の少子化関連データと少子化対策』（2017年3月）なども刊行している。

『考えよう ライフプランと地域の未来』の目次構成は以下の通りである。

はじめに・目次	4 秋田と首都圏の暮らし
1 秋田の少子化の現状	(1) 家計
(1) 出生数の減少	(2) 生活時間
(2) 秋田県の人口減少の状況	(3) 暮らしの環境
コラム 秋田県における出生数減少の要因	5 秋田の結婚事情
2 秋田 再発見！	(1) 結婚を取り巻く現状
(1) 資源豊かな国・秋田	(2) 若い世代の結婚観
(2) 祭りの国・秋田	6 秋田で子育て
(3) 食の国・秋田	(1) 理想の子どもの数・現実の子どもの数
(4) 自然と文化あふれる国・秋田	(2) 様々な子育て支援制度
3 秋田で働く	(3) 市町村での取り組み
(1) 秋田をリードする産業（工業）	(4) 地域で支える子育て
(2) 秋田をリードする産業（農林業）	コラム 子の看護休暇と病児・病後児保育
(3) 少子化克服に向けて先進的に取り組んでいる企業・法人	コラム ライフプランと妊娠・出産
コラム 伝統的工芸品等産業	コラム 家事・育児の協力
	7 自分のライフコースを描いてみよう

タイトルや目次構成から分かるように、少子化対策を全面に打ち出している。目的はライフプランを描くことであるが、内容的には、少子化をめぐる県の状況、県の産業やワークライフバランスへの取り組み、結婚や子育てに関する行政の取り組みなどを紹介するものになっている。「秋田と首都圏の暮らし」の章では、「それぞれのメリット・デメリットを挙げてみましょう」と問いかけているが、資料は秋田の優位性を強調するものとなっている。

④ 秋田と首都圏の暮らし

秋田県と首都圏での暮らしを比較すると様々な違いがあります。それぞれの生活について考察してみましょう。

1 家計

1-1 秋田と東京の家計の比較 (平成27年)

項目	秋田県	東京都
可処分所得*	286,830円	449,926円
消費支出	239,825円	381,937円
食料費	54,037円	84,843円
住居費	13,203円	27,287円
娯楽費	25,631円	25,949円
家具・家電用品	9,767円	10,841円
娯楽及び雑物	8,027円	15,841円
保健医療	10,233円	14,507円
交通・通信	33,429円	33,797円
教育	4,674円	19,818円
実質家賃	22,797円	36,931円
その他の消費支出	67,019円	63,982円

秋田市の物価は47都道府県庁所在地のうち5番目に低く、東京23区は最も高い数値になっています。

1-2 秋田と東京の物価の差

秋田市の物価は47都道府県庁所在地のうち5番目に低く、東京23区は最も高い数値になっています。

2 生活時間

2-1 15-35歳の独身・有業者の生活時間

項目	秋田県	東京都
就業時間	7時間48分	7時間42分
通勤時間	7時間55分	7時間28分
通勤時間	7時間28分	7時間14分

3 暮らしの環境

3-1 住環境の比較

項目	秋田県	東京都	全国平均
住宅所有率	78.1%	45.8%	61.7%
平均年収	325万円	54万円	114.9万円
人口密度	42.8人/1km ²	29.3人/1km ²	25.6人/1km ²
社会福祉施設(児童・体育施設)	859.8施設	160.5施設	272.2施設
保健医療施設(10万人あたり)	79.2施設	95.4施設	79.1施設
一般廃棄物	5.4施設	4.8施設	5.8施設
一般廃棄物	1,169.1t	858.3t	1,035.2t

あなたはこれからのライフプランを考えるうえで、どんなことを優先しますか？

秋田と首都圏の暮らしそれぞれのメリット・デメリットを挙げてみましょう。

統計資料については、政府統計の総合窓口「e-Stat」でほかにも様々な情報を見ることができます。

⑤ 秋田の結婚事情

結婚は、人生の中でも特に大きなライフイベントの一つです。結婚の先にある出産、子育てを含めてライフプラン全体を考えると、単に結婚するかしないかだけでなく、「いつ結婚するか」ということも大きな意味を持ちます。結婚は個人の価値観にかかわることであり、様々な考え方がありますが、秋田の結婚の状況や若い世代の結婚に対する考え方をしながら、「自分の結婚」について考えてみましょう。

1 結婚を取り巻く現状

1-1 平均初婚年齢の推移

秋田県での平均初婚年齢は、全国平均と比較するとやや若くなっていますが、次第に上昇しており、平成27年には、夫が30.8歳、妻が29.3歳となりました。昭和55年と比較するとおよそ3~4年ほど結婚する年齢が遅くなっています。

1-2 未婚率の推移

それとあわせて、未婚者の割合も少しずつ上昇しており、こうした未婚化・晩婚化が少子化の原因の一つとなっています。

2 若い世代の結婚観

2-1 若者の結婚観

20代から30代の若い世代の結婚への考え方はどうなのでしょう。その年代の人たちの結婚の意識についてのアンケート結果をみると、80~90%の人が「結婚したい」と考えていて、「結婚はしたくない」という人はわずか数%です。

2-2 秋田県の若者の結婚の意識

年代	早く結婚したい	いずれは結婚したい	結婚はしたくない	特に考えたくない	無回答
20~24歳	21.4	68.6	1.3	8.8	-
25~29歳	21.7	67.2	2.5	8.6	-
30~34歳	21.2	63.6	3.0	12.1	-
35~39歳	20.0	60.0	5.3	13.3	1.5

2-3 単身でいる理由

20代前半から30代前半の若い世代でも、単身でいる理由として最も多く挙げられているが「結婚したいと思う異性もめぐり合わない」ということです。続いて「経済的な理由」や「自由な生活」が多く挙げられています。20~25歳は「まだ若すぎる」や「自由や気楽さを失いたくない」という自分の意思による理由が多くなっていますが、年代が上がるにつれて「結婚したいと思う異性もめぐり合わない」などの理由が多くなっています。

図版3 少子化を考える高等学校家庭科副読本「考えよう ライフプランと地域の未来」13-14頁
【発行】秋田県・秋田県教育委員会 【編集】「少子化対策副読本」作成委員会 【発行年月】平成29年3月

5) 北海道『高校生向け少子化対策副読本「北海道の少子化問題と私たちの将来について考えてみよう」』

この北海道の冊子はタイトルからも分かるように、秋田県以上に「少子化」を前面に打ち出している。作成は北海道保健福祉子ども未来推進局子ども子育て支援課少子化対策グループであるが、北海道教育委員会『平成27年度 北海道の教育施策』²²⁾では、「小規模校で文化芸術にふれたり、科学的な実験や観察を体験することができるよう教育環境の充実を図るとともに、学校教育における少子化対策として、知事部局と連携し、高校生向けの副読本を作成し、結婚や出産、家庭を持つことの素晴らしさを伝える次世代教育を行います。」と述べている。目次構成は以下の通りである。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 第1章 北海道の少子化の現状 | 第2章 北海道で働く |
| (1) 少子化の状況 | (1) 北海道の産業 |
| (2) 少子化の要因と背景 | (2) 地域を支える役割 |
| (3) 少子化の影響 | |
| | 第3章 北海道で結婚して家庭をもつ |

- (1) 若い世代の結婚観
 - (2) 結婚して家庭をもつ
- 第4章 北海道での子育て
- (1) 子育てをめぐる状況
 - (2) 子育てを支える制度
 - (3) 地域における子育て支援
 - (4) 子どもとかわる

- 第5章 北海道の魅力
- (1) 自然豊かな環境と個性ある地域づくり
 - (2) 北海道の少子化対策
- 第6章 自分の将来について考えてみよう
- (1) 自分の生き方を自分できめる
 - (2) 自分らしい生き方を選ぶために
 - (3) ライフプランを作成してみよう

少子化対策を前面に打ち出している点、地元の産業や行政の取り組みを紹介している点、その上でライフプランを考えさせる点など、内容・構成は秋田県と共通している部分が多い。

6) 小括 —「ライフプラン教育」について—

以上4道県の冊子に加え、ここでは取り上げなかった資料も含め、共通する内容とその問題点について、以下に整理する。

第一には、いずれも高校生の時点で、生涯にわたる「ライフプラン」の作成を目的としていることである。これはある意味で当然のことであるが、これを作成することの意義と同時に問題点もあるのではないかと考える。キャリア教育として見れば、当面の進路選択だけではなく、長期的な視点で自分の生き方を考えることは重要である。そのことで目的意識が高まり、現在の生活や学業への姿勢も変わってくる。ただそれを考える枠組がどうあるべきかが問題である。文部科学省関係者が好んで引用する言葉に「2011年度にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」(キャシー・デビッドソン)がある。これが正しいかどうかは措くとしても、将来どのような社会になるか分からないことは事実である。現在の状況を延長する形で考えることの妥当性や有効性を検討する必要がある。そもそも高校生の時点で(大学生でも同様であるかもしれないが)、ライフプランやライフコースを書くことの意味は一体何なのであろうか。10年後・20年後の自分を思い描いたとしても、それが実現するかどうかを確かめる術は(少なくとも学校には)ない。生徒自身にとっても「とりあえず考えてみた」以上の意味を持たないかもしれない。

第二には、枠組の問題とつながるが、いずれも「結婚、妊娠・出産、育児」を織り込んでいることである。先に見たように「家族の多様性」や「個人の考え方や価値観の尊重」に触れている場合もあるが、全体として見ると、将来結婚をして、子どもを産み育てることを「標準的な生き方」として提示しているように感じられる。そのような生き方を押しつけるものではないと述べてはいても、家庭を持つことや親になることへの意識づけを意図している。この意識づけを現状のような形で行うことが果たして有効であるかは疑問である。

その点と関わって第三には、いずれの冊子でも「妊娠・出産適齢期」を強調していることである。できるだけ若い間に(概ね20代で)出産するのが望ましいとしている。

第四には、秋田県や北海道では明確に見られたが、それ以外の自治体でも「少子化社会対策」の要素が多かれ少なかれ見られることである。生まれる子どもの数が少ないこととともに、地元から離れてしまう若者が多い状況の中で、将来地元で生活することを奨めているのである。自治体にとってはそのような期待を高校生に伝える必要性を感じるのは当然であろう。しかし、例えば秋田県で紹介さ

れている職業は農業や製造業が中心であり、主に地元の職業高校卒業生の就職先となるものである。大学進学者にとっては、県内の大学は限られているため、首都圏などに出ざるを得ないことになるが、大学卒業後に地元で働くことができる場があまりないのが現実である。そのような状況の中で、こういった内容は生徒にとってリアリティがないのではないか。

以上が内容に関する共通性と問題点である。同時に考えなければならないのは、これが学校現場でどのように使われるのかである。この点は今後調査を行うが、これらの冊子を通読すると、上に指摘したような問題点はあるにしても、非常に良く考えて作成しているとの印象を受ける。構成や内容に工夫が見られ、多くの情報や課題を含んだものになっていることは事実である。これらの冊子がどのような形で使われ、生徒が何を学び考えるのかに注目されなければならない。生徒自身が自分の将来を考えるための材料として活用し、意見を形成し、友人や教師と議論をして、自分の人生選択につなげるための素材として活用されることが望ましい。「標準的な生き方」が事実上強制される（あるいは地元での生活を続けることが奨励される）ような偏りは回避されるべきであろう。

3. 「親になるための学び」「ライフプラン教育」の背景

以上「親になるための学び」と「ライフプラン教育」について検討してきたが、これらの動向については、これまであまり論じられていない（前稿で見たように家庭教育支援条例については、各地の制定過程の報告や家庭教育支援法案との関わりでの議論があるが、「親になるための学び」に焦点は当てられていない）。その中で、山口智美「家庭教育をめぐる動き「家庭教育支援」「ライフプラン教育」という介入：家庭が「国家のための人材育成の場」に²³⁾では、家庭教育支援条例や親学とライフプラン教育の結びつきを指摘し、「少子化対策としてのライフプラン教育では、結婚、妊娠・出産、子育てを前提とした生き方のみ推奨されるのではないかという危惧を抱く。」「こうした特定の生き方が推奨され、独身、子どものいない人、ひとり親家庭は望ましくないとして描かれる。性的少数者の存在はない。そして適切な年齢で結婚、出産するために「卵子の減少」などの「知識」を学ぶという作りになっている。」と述べている。

このような動きには実は多様な背景がある。前稿では1980年代以降の家庭教育政策や教育基本法改定に関わる問題について触れたので、本稿では家族・福祉政策や少子化社会対策、女性政策の面から検討する。

1) 1960年代以降の家庭政策

中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」（1966年）は「別記 期待される人間像」の「第2章 家庭人として」において、「1 家庭を愛の場とすること」「2 家庭をいこいの場とすること」「3 家庭を教育の場とすること」「4 開かれた家庭とすること」を示した。この答申の中で述べている「家庭は社会と国家の重要な基盤である」との認識は、現在まで引き継がれている。

この2年後には、家庭生活問題審議会答申「あすの家庭生活のために」（1968年）が出され、家庭教育の問題にも触れた。

それに続いて打ち出したのが「家庭基盤充実政策」（1979年）であった。これは大平正芳首相が設けた政策研究会の一つであった家庭基盤充実研究グループ（座長 伊藤善市、幹事 香山健一、志水速雄）がまとめたもので、同年、これを受けて与党自由民主党が策定した「家庭基盤の充実に関する対策要

綱」の「基本的考え方」には、以下のような説明がある。²⁴⁾

[基本的考え方]

「家庭は社会の基本単位」「国家社会の中核的組織として家庭を位置づける」

「国家と地方自治体と職域と家庭との『役割分担』を明確化」

「老親の扶養と子供の保育と躰けは、第一義的には家庭の責任」

「母子家庭、寝たきり老人を持つ家庭等への援護の強化充実」

「国家権力の家庭への介入は避けなければならない」

ここでも家庭を社会の「基本単位」「中核的組織」と位置づけており、高齢者福祉と保育は基本的に家庭が責任を負うものであって、国はそれができない人々のみを対象とした福祉政策を行うことを想定していた。

当時これに対して藤井治枝²⁵⁾は、この政策が、性別役割分業を固定化し、女性の役割を家事・育児・老親の介護に限定するものであると批判していた。²⁶⁾

2) 1990年代以降の少子化社会対策

いわゆる「少子化社会対策」は1994年の「エンゼルプラン」から始まった。正式には「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」であり、文部・厚生・労働・建設4大臣合意の形であった。この中では、保育所の拡大や保育サービスの多様化と同時に、働き方の見直しを提起した。その後2003年の「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」、2012年の「子ども・子育て支援法」に継続されている。

「エンゼルプラン」では、「基本的視点」として次の3点を示した。

- [1] 子どもを生むか生まないかは個人の選択に委ねられるべき事柄であるが、「子どもを持ちたい人が持てない状況」を解消し、安心して子どもを産み育てることができるような環境を整えること。
- [2] 今後とも家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、国、地方公共団体、地域、企業、学校、社会教育施設、児童福祉施設、医療機関などあらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築すること。
- [3] 子育て支援のための施策については、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮すること。

「エンゼルプラン」が始まる時点で、これが戦時中の「産めよ殖やせよ」政策の再来ではないかとの批判があった。それへの対応として第一に「個人の選択」を掲げたのである。そしてこれはその後繰り返し確認されてきた点であった。

それに対して、現行の少子化社会対策大綱（2015年）の別添²⁷⁾では、以下のような内容が含まれている。

①結婚

(ライフデザイン構築のための情報提供等)

○ライフデザイン構築のための支援

・結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベントや学業、キャリア形成などを含めた人生設計を行うた

めの教育・情報提供やコンサルティングなどを通じて、結婚・出産・子育てや仕事との両立などに関する個人の希望を、より具体的かつ現実的な計画として持つことができるよう支援を行う。その際、ライフデザインに関する標準的な教材やプログラムについても検討を行う。

(結婚や子育てに関する情報発信の充実)

○結婚や子育てに関する情報発信の充実

・国と地方自治体が連携しながら、少子化の現状や取組、結婚や子育てに関する情報について、分かりやすくかつ効果的な情報発信の充実を図る。

○「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

・多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図る。

○家族形成に関する調査・研究等

・家族形成に関する調査・研究及び事例収集・分析を通じて、政策的対応に向けた検討を行う。

(中略)

④教育

○学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

・個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現できるように、学校教育段階において、専門家の意見を参考にしながら、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識を適切な教材に盛り込むとともに、教職員の研修などを行う。

・学校教育に加えて、家庭や地域での教育、婚姻届提出時や成人式などの機会を活用した、教育課程修了後の社会人等に対する情報提供が行われるよう取組を進める。

○性に関する科学的な知識の普及

・思春期の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症問題に対応するため、学校や保健所等において、健康教育や電話相談等を行うなど性に関する科学的な知識の普及を図る。

○妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

・妊娠や不妊、家庭・家族の役割について早くから情報提供が行われるように啓発普及を図る。特に、妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る。

○キャリア教育の推進

・社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促すキャリア教育について、ライフイベントを踏まえたキャリア教育を含め、幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じて体系的に推進する。

「個人の希望」とはいえ「結婚、妊娠・出産、子育て」を軸としたライフデザインを打ち出していたり、妊娠や家庭・家族の役割について「適切な教育の推進を図る」としたりするなど、明らかに結婚や出産の方向へ誘導する意図が見られる。

3) 2000年代の性教育をめぐる「事件」

2002年6月に母子衛生研究会の『思春期のためのラブ&ボディBOOK』と題する性教育の副読本

(中学3年生に配布していた)の内容が国会で問題視され、絶版になった。「性行為を煽るものである」「ピルの危険性に触れられていない」との批判が原因であった。

翌2003年には性教育に積極的に取り組んでいた七生養護学校(東京都日野市)の教師が処分される事件が起きた。この時期は所謂「ジェンダーフリーバッシング」が見られた時であり、性教育もその一つの争点であった。

4) 2010年代の「女性政策」

2013年5月、内閣府「少子化危機突破タスクフォース」が『生命(いのち)と女性の手帳(仮称)』の刊行を発表した。これは、妊娠や出産についての情報を提供することを目的として、10代の女性に配布することを想定していたが、世論からの反発が強く刊行は中止となった。

この手帳に反対した「SOSHIREN女(わたし)のからだから」²⁸⁾の意見書(2013年5月19日)²⁹⁾は次のように述べている。

導入されようとしている「手帳」は、「少子化対策」を目的として、女性に「母となること」を推奨し、そのために「健康を管理」するものと予想されます。それは女性の選択権やリプロダクティブ・ライツを侵害する人口政策になりかねません。

また、「少子化危機突破タスクフォース」は、「結婚・妊娠・出産支援」を大きな柱として打ち出すという方針を表明しています。これは、「子どもを増やしたい」という国の方針のもと、女性を「産む性」として位置づけ、いかにその「機能」を発揮させるべく若いうちから「教育」するか、そして結婚に導き高年齢になる前に出産させるかという観点に基づいており、どう生きるかを女性が自ら決める権利を侵害します。

またほぼ同時期に安倍首相は「成長戦略」に関するスピーチで「女性・子育て政策関連」について述べた(2013年4月19日、日本記者クラブ)。この主な柱は以下のようなものであった。³⁰⁾

- ・「3年育休」の実現(3年間抱っこし放題での職場復帰支援)
- ・5年で待機児童ゼロとする
- ・子育て後の再就職・起業支援
- ・全上場企業で役員に1人は女性を登用

また2014年10月には「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定として「すべての女性が輝く政策パッケージ」³¹⁾を発表した。ここでは「女性の視点からみた課題と施策項目」として次の6点を挙げている。

1. 安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい
2. 職場で活躍したい
3. 地域で活躍したい、起業したい
4. 健康で安定した生活をしたい
5. 安全・安心な暮らしをしたい
6. 人や情報とつながりたい

さらに2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(「女性活躍推進法」)が

成立した（2016年4月施行）。政府のパンフレット³²⁾によればこの法律の目的は以下の通りである。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

また、文部科学省は高校保健体育科の副教材『健康な生活を送るために』の第2次改訂版を2015年8月に刊行した³³⁾が、この中に掲載していた「女性の妊娠のしやすさの年齢による変化」のグラフが改ざんされていたことが明らかになった。³⁴⁾これは政権としての取り組みではないが、関係する事例の一つとして言及しておく。

5) 「ニッポン一億総活躍プラン」

少子化対策や女性活躍施策を含んだ「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）では「希望出生率1.8」の実現を柱として打ち出した。その項目の一つに「結婚支援の充実」（「希望どおりの結婚（出会いの場の提供）」）があり、この中では「ライフプランニング、キャリア形成のための教育の強化」を謳い、そのための教材の検討・作成・配布を提案している。

以上概観した近年の状況から、様々な流れがある中で、女性への「結婚・出産圧力」が高まっていることは明らかである。家族や女性に関する政策で冒頭に掲げられるのが「3年間の育休」や「安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい」であることもそれを傍証しているだろう。女性の個人としての人生選択の自由をどう実質化するかよりも、先ず「妻」「母」であることを優先する発想が強くなっているのである（それに対して男性に対しては「夫」「父」の役割を果たすことは必ずしも求められていない）。

「親になるための学び」や「ライフプラン教育」がこのような動きの中で登場したことは事実である。よって、このような政治的・社会的文脈を自覚した上での取り組みが求められる。

おわりに

キャリア教育は、生徒に特定の職業に就くことを求めるものではない。様々な場に行ったり、様々な人の話を聞いたりすることで、それらを生徒自身の選択の材料にすることが目的である。ライフプラン教育もそのようなものでなければならない。労働環境や結婚、妊娠・出産、子育てなどについての情報を得ること自体は重要である。しかしそれはあくまでも情報提供であり、多様な現実と価値観を伝えるものであって、特定の生き方や選択を押しつけるものであってはならない。自治体が作成する冊子についても、それが「自治体の政策のパンフレット」ではなく「教材」であることに留意が必要である。自治体の良い点のみでなく、問題点や課題を示すことで、生徒はより当事者意識を持って

考えることができるのではないか。またこの点は明示的なものよりも、隠れたカリキュラムに属する部分の問題であり、その点を学校や教師は十分に自覚する必要がある。さらに限られた高校生活で学ぶことができるものには、自ずから限界がある。情報提供であっても、あくまでも生徒の要求と必要に応じたものでなければならぬだろう。

付 記

本稿の作成にあたっては、奥村典子先生（聖徳大学）、今井美樹先生（昭和女子大学）のご教示を得た。また本稿の内容の一部については、民主教育研究所「ジェンダー平等と教育」研究委員会の例会（2018年1月29日）において、「新教育基本法下における家族・家庭教育の政策動向について—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案をめぐって—」と題した口頭報告を行った。報告の機会を与えてくださった中嶋みさき先生（女子栄養大学）にお礼を申し上げる。

また資料収集については、増渕茜さん（昭和女子大学健康デザイン学科2018年3月卒業生）、栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当家庭教育支援チーム、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課のご協力を得た。

最後になるが、前稿に引き続き佐々木邑華さん（昭和女子大学日本語日本文学科4年生）には原稿作成にあたって様々な支援をして頂いた。改めてお礼をお伝えしたい。

なお本稿は昭和女子大学の研究助成を受けたものである。

註

- 1) 『学苑』第929号 2018年3月
- 2) くまもと家庭教育支援条例 第13条（熊本県）
- 3) 以下、確認できる各県の最も新しい年度の報告書の関係部分を、書式・形式等は一部変更し、抜粋した。
なお家庭教育支援条例を制定している県は、熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県、群馬県、徳島県、宮崎県、そして茨城県である。そのうち徳島県と茨城県については、本稿執筆時（2018年3月15日）において、報告書が確認できなかった。
- 4) 熊本県教育委員会「くまもと家庭教育支援条例」
<http://kyouiku.higo.ed.jp/page3558/page4345/>（2018年3月4日参照）
- 5) 鹿児島県「平成28年度 家庭教育支援施策の取りまとめ」
http://www.pref.kagoshima.jp/ba07/kyoiku-bunka/katei/documents/52327_20160609145540-1.pdf
（2018年2月5日参照）
- 6) 静岡県「平成27年度 家庭教育を支援するための施策の実施状況」
http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/tunagaru/about/documents/27shienjourei_jishijoukyou.pdf（2018年2月5日参照）
- 7) 岐阜県「平成28年度 家庭教育の支援に関して講じた施策に関する報告について」
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/shogai-gakushu/shakai-kyoiku/17768/jyourei.data/gikaihoukoku-28.pdf>（2018年2月7日参照）
- 8) 群馬県「平成28年度 家庭教育支援施策の実施状況について」
<http://www.pref.gunma.jp/contents/100034702.pdf>（2018年2月11日参照）
- 9) 宮崎県「平成28年度に実施した施策の実績」
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-shogaigakushu/kurashi/kyoiku/documents/34483_20171221101907-1.pdf（2018年2月7日参照）

- 10) 家庭教育支援条例を制定している市は、千曲市、加賀市、和歌山市、豊橋市、そして南九州市である。この中で施策が確認できたのは千曲市と豊橋市であった。例えば、小学校・中学校・高等学校の総合的な学習の時間・道徳・家庭科などでの「親になるための学び」を整理し、効果的な授業を行っている。
- 11) 熊本県は『ライフデザイン手帳』（熊本県子ども未来課 2015年）を刊行している。県の資料（http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=18507&flid=94478 2018年3月15日参照）には「H27年度に新たに作成したもので、若者がライフデザインを描けるよう、高校等での思春期保健教育講演会で活用する。」とあるが、直接確認することはできなかった。また各自自治体が少子化社会対策として作成している冊子は非常に多くあるが、ここでは高校生を主な対象としたものに限定した。保護者・一般向けとしては、大分県『おおいだ「親学のすすめ」読本』（大分県教育庁生涯学習課 2008年）、新潟県『家庭教育支援ガイドブック』（新潟県教育委員会・新潟県地域家庭教育推進協議会 2016年）、秋田県『家庭教育支援ガイドブック』（秋田県教育庁生涯学習課 2017年）などがある。
- 12) 『中学生向け 男女共同参画を考える副読本「自分で拓ひらこう自分の未来」』（2004年作成、2009年改訂）、『小学生向け 男女共同参画に関する副読本「大事にしたいね自分らしさ・あなたらしさ」』（2004年作成、2008年改訂）も刊行している。
- 13) 三重県子ども・福祉部少子化対策課「ライフプラン教育」
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500004937.htm>（2018年2月18日参照）
- 14) 文部科学省「ライフプランニング支援推進委員会 設置要綱」
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376843.htm（2018年2月18日参照）
- 15) 文部科学省「女性の学びの促進に関する有識者会議」
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1365994.htm（2018年2月18日参照）
- 16) 文部科学省「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成に関する有識者会議 設置要綱」
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1396559.htm（2018年2月18日参照）
- 17) 全国知事会「先進政策バンク 先進政策創造会議」
<http://www.nga.gr.jp/app/seisaku/details/4640/>（2018年3月1日参照）
- 18) （ ）内の説明は、前註の資料に掲載されているもの。以下同様。
- 19) 岐阜県公式ホームページ「ライフプランを考える啓発冊子：未来の生き方を考える ― LifePlanningBooklet ―」
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/shoshika-taisaku/11236/lifeplanningbooklet.html>
(2018年3月15日参照)
- 20) マモルくんは最初、将来の仕事が「フリーターでもいいかな」と思っていたという設定になっている。
- 21) 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課「秋田県少子化対策総合ウェブサイト ベビーウェーブアクション」
<http://common3.pref.akita.lg.jp/babywave/>（2018年3月15日参照）
- 22) 北海道教育委員会「平成27年度 北海道の教育施策」
<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/grp/08/H27kyouikusesaku.pdf>
(2018年3月15日参照)
- 23) 『週刊金曜日』1121号 2017年1月27日
- 24) 自由民主党『月刊自由民主』1979年9月
- 25) 「家庭基盤づくり対策と女子教育」『季刊女子教育もんだい』3 1980年
- 26) この政策を評価する見解がその後も示されている。例えば、八木秀次「「家庭基盤の充実」政策で国家崩壊の危機乗り越えよ」2011年10月21日投稿の記事（平和政策研究所「政策オピニオン」 <http://ippjapan>）

- org/archives/16 2018年3月15日参照)
- 27) 内閣府 少子化社会対策大綱 別添1「施策の具体的内容」
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/pdf/shoushika_taikou2_b1.pdf (2018年3月15日参照)
 - 28) 人工妊娠中絶の自由を主張し、刑法の墮胎罪廃止を求めている団体。1982年の優生保護法改正に反対するために「82 優生保護法改悪阻止連絡会」として発足した。
 - 29) SOSHIREN 女(わたし)のからだから「生命(いのち)と女性の手帳(愛称別途検討)」の作成・配布に関する意見」
<http://www.soshiren.org/data/kougibun0519.pdf> (2018年2月27日参照 原文の註は筆者省略)
 - 30) 野村浩子「「3年育休は女性をダメにする」緊急鼎談!「安倍さん、女性を勘違いしてますよ」(上)」(日経ビジネス電子版 2013年5月30日付)
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20130528/248729/> (2018年2月20日参照)
 - 31) すべての女性が輝く社会づくり本部「すべての女性が輝く政策パッケージ」
<https://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/josei/20150730siryou7.pdf> (2018年3月15日参照)
 - 32) 内閣府男女共同参画局「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要」
http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/pdf/law_gaiyou.pdf (2018年3月15日参照)
 - 33) 初版は2006年3月、第1次改訂版が2008年8月、その後2017年3月に第3次改訂版を発行した。
 - 34) 西山千恵子・柘植あづみ編著『文科省／高校「妊活」教材の嘘』論創社 2017年

(ともの きよふみ 総合教育センター)